

「だれもが生き生きするまち」を基調とした 「市民と行政との協働による都市づくり」

【ゆめおりプランでの位置づけ】

- 4 編 1 章 1 節 計画的なまちづくり
 - 2 節 安全で安心なまちづくり
- 2 章 1 節 総合交通体系の確立
 - 2 節 道路交通網の整備
 - 3 節 公共交通の充実

【個別計画の状況】

八王子市都市計画マスタープラン

(計画年度 平成 15 年度～平成 35 年度：公募市民 2 人を含む八王子市都市計画マスタープラン策定委員会で案を策定)

八王子市都市景観形成基本計画

(平成 4 年 3 月策定)

八王子市景観計画（仮称）

(平成 20 年 10 月から平成 23 年 3 月まで、公募市民 3 人を含む八王子市景観計画策定等検討会議にて素案を策定・平成 23 年度に計画を策定し運用を開始する予定)

新八王子市総合都市交通体系整備計画

(計画年度 平成 17 年度～平成 32 年度：公募市民 2 人を含む総合都市交通体系整備計画策定委員会で案を策定)

八王子市交通バリアフリー基本構想

(計画年度 平成 15 年度～平成 22 年度：公募市民・市民代表 10 人を含む八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会で案を策定)

八王子市交通バリアフリー特定事業計画

(計画年度 平成 17 年度～平成 22 年度：公募市民・市民代表 10 人を含む八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会で案を策定)

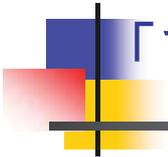
【本日の説明項目】

<都市計画室>

1	八王子市都市計画マスタープランの概要	3
2	八王子市都市計画マスタープランに基づく施策の推進	
(1)	地区まちづくりの推進	19
(2)	都市景観形成	22
(3)	旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進	28
(4)	八王子駅南口周辺まちづくりの推進	31
(5)	八王子インター北地区拠点整備の推進	33
(6)	ニュータウン事業調整	35
(7)	八王子市市街化調整区域土地利用基本方針の策定に向けた取り組み	37
(8)	都市復興	39

<交通政策室>

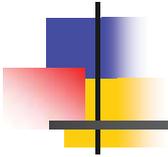
1	新八王子市総合都市交通体系整備計画の概要	42
2	新八王子市総合都市交通体系整備計画に基づく施策の推進	
(1)	自動車交通の円滑化	45
(2)	公共交通システムの充実	49
(3)	交通結節点の整備	53
(4)	歩行者・自転車の快適性向上	55
(5)	ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進	56
3	川口物流拠点の整備	58



「だれもが生き生き生きるまち」を基調とした 「市民と行政との協働による都市づくり」

まちづくり計画部

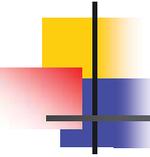
1



八王子市都市計画マスタープランと その施策の推進

まちづくり計画部都市計画室

2

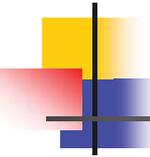


八王子市都市計画マスタープランの概要

八王子市のまちづくり

- ・「八王子ゆめおりプラン(基本構想・基本計画)」
(地方自治法第2条)
- ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
(都市計画法第6条の2) [東京都策定]
- ・「八王子市都市計画マスタープラン」
(都市計画法第18条の2) 平成15年3月策定

3



八王子市都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランとは

- 概ね20年間の市の都市計画の基本的な方針
- 地域固有の特色を活かした計画
- 市民の意見を反映させつつ作成

■策定の背景

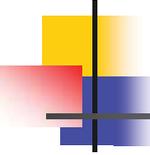
都市計画法第18条の2に規定され、「基礎的自治体である市町村が、市民参加の下に、地区ごとのあるべき姿、道路・公園等の公共施設の計画、地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備の方針をより具体的かつきめ細かく定めるためのマスタープラン」として創設を位置付けている。

■策定の経過

◆策定期間 平成9年度～平成14年度

◆策定委員会 学識経験者、町会代表、公募市民、商工業団体、農業団体、観光団体、子供育成団体、高齢者団体、婦人団体、労働者団体、関係行政機関

4



八王子市都市計画マスタープランの概要

都市づくりの理念と目標①

●都市づくりの基本理念

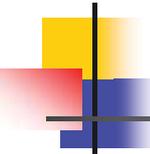
「だれもが生き生きするまち」を基調とした
「市民と行政との協働による都市づくり」

●都市づくりの目標

【将来都市像】

活力とうるおいのある
みどり・職・住近接の都市「八王子」

5



八王子市都市計画マスタープランの概要

都市づくりの理念と目標②

【都市づくりのテーマ】

○活力と魅力に富んだ自立都市づくり

○水と緑を活かした環境との共生都市づくり

○ユニバーサルデザインによる快適な定住
都市づくり

6

八王子市都市計画マスタープランの概要

都市づくりの理念と目標③

●将来都市構造

本市の特徴的な都市構造は、基本的に将来に渡って継承するものとし、ここでは都市活動の中心となる地区を都市拠点、その各都市拠点を有機的に結びつける道路をネットワーク軸、さらに土地利用の区分に基づくゾーンを明確に整理し、本市の将来都市構造を次のように設定します。

1) 都市拠点

- ◆都市中心拠点
- ◆地域振興拠点
- ◆産業拠点

2) ネットワーク軸

- ◆広域都市軸
- ◆環状都市軸
- ◆放射都市軸

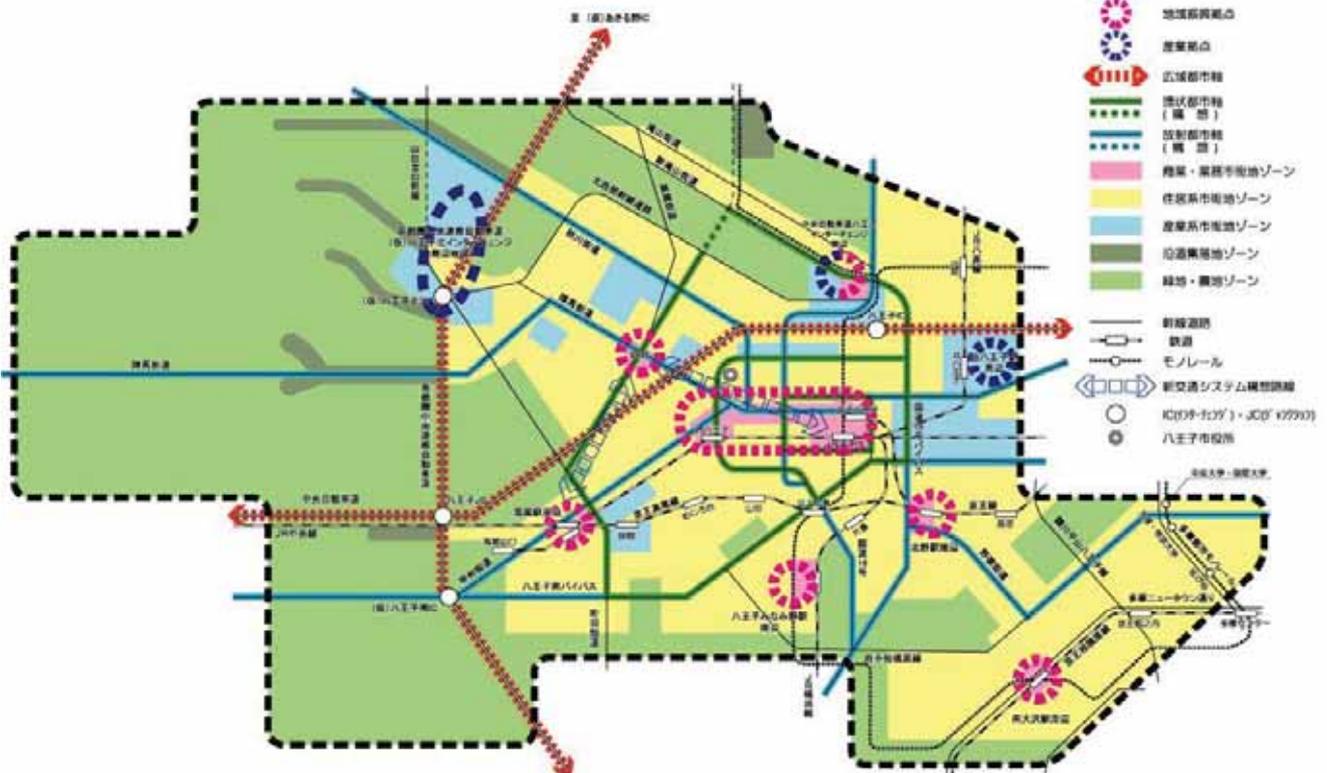
3) ゾーン区分

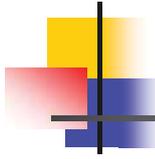
- ◆商業・業務系市街地ゾーン
- ◆住居系市街地ゾーン
- ◆産業系市街地ゾーン
- ◆沿道集落地ゾーン
- ◆緑地・農地ゾーン

7

将来都市構造図

将来都市構造





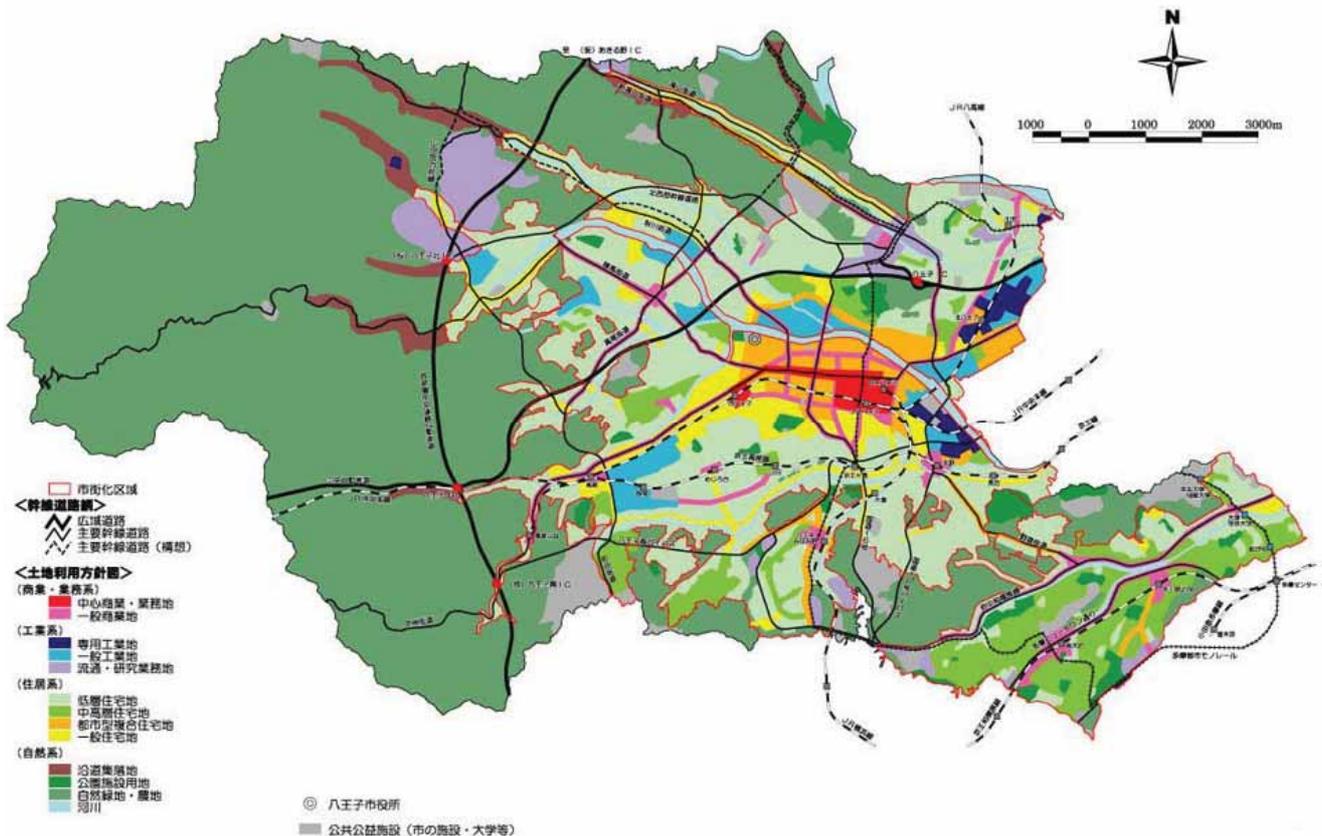
八王子市都市計画マスタープランの概要

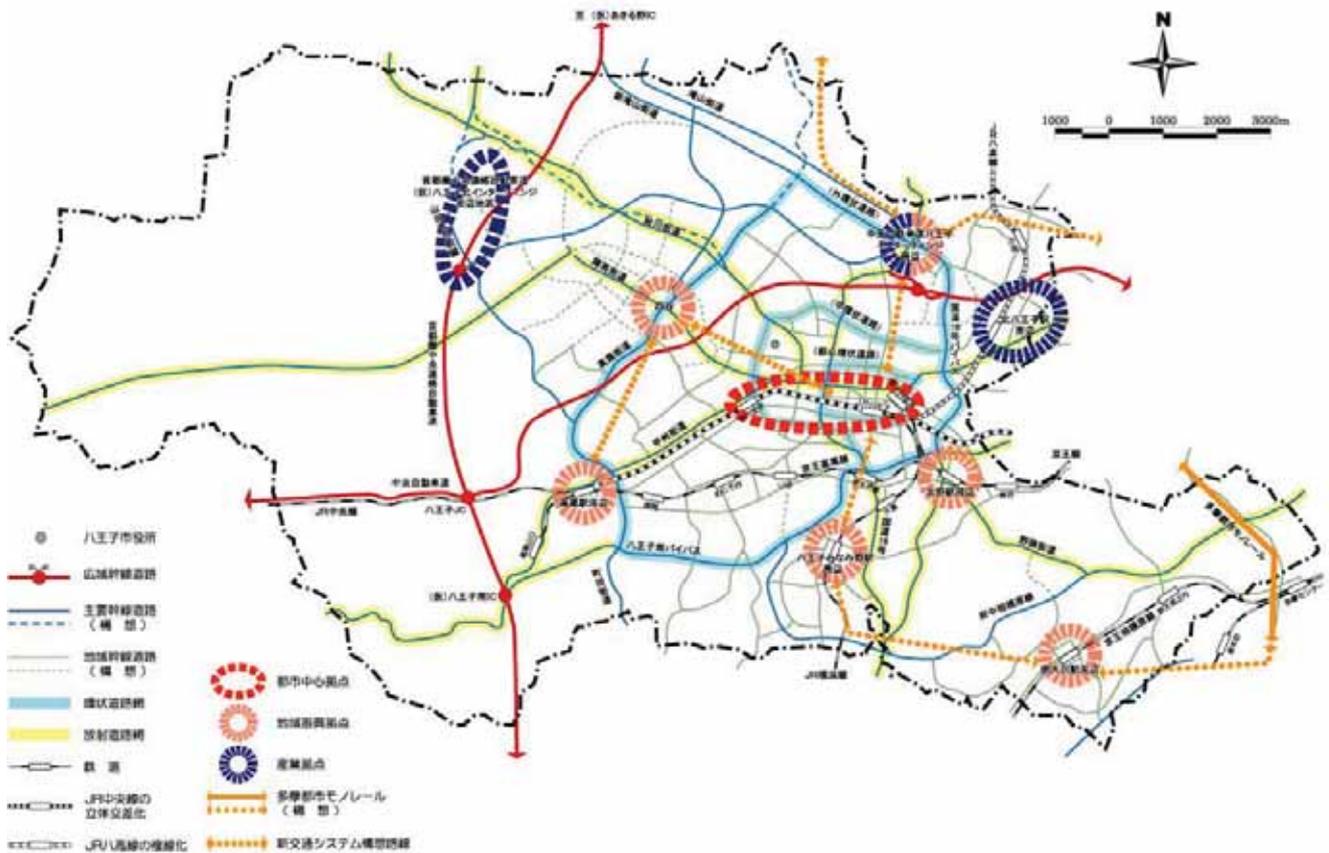
分野別の都市づくりの方針

- 1 土地利用の方針
- 2 交通体系整備の方針
- 3 緑の整備・保全の方針
- 4 市街地整備の方針
- 5 都市環境形成の方針
- 6 都市景観形成の方針
- 7 都市防災の方針

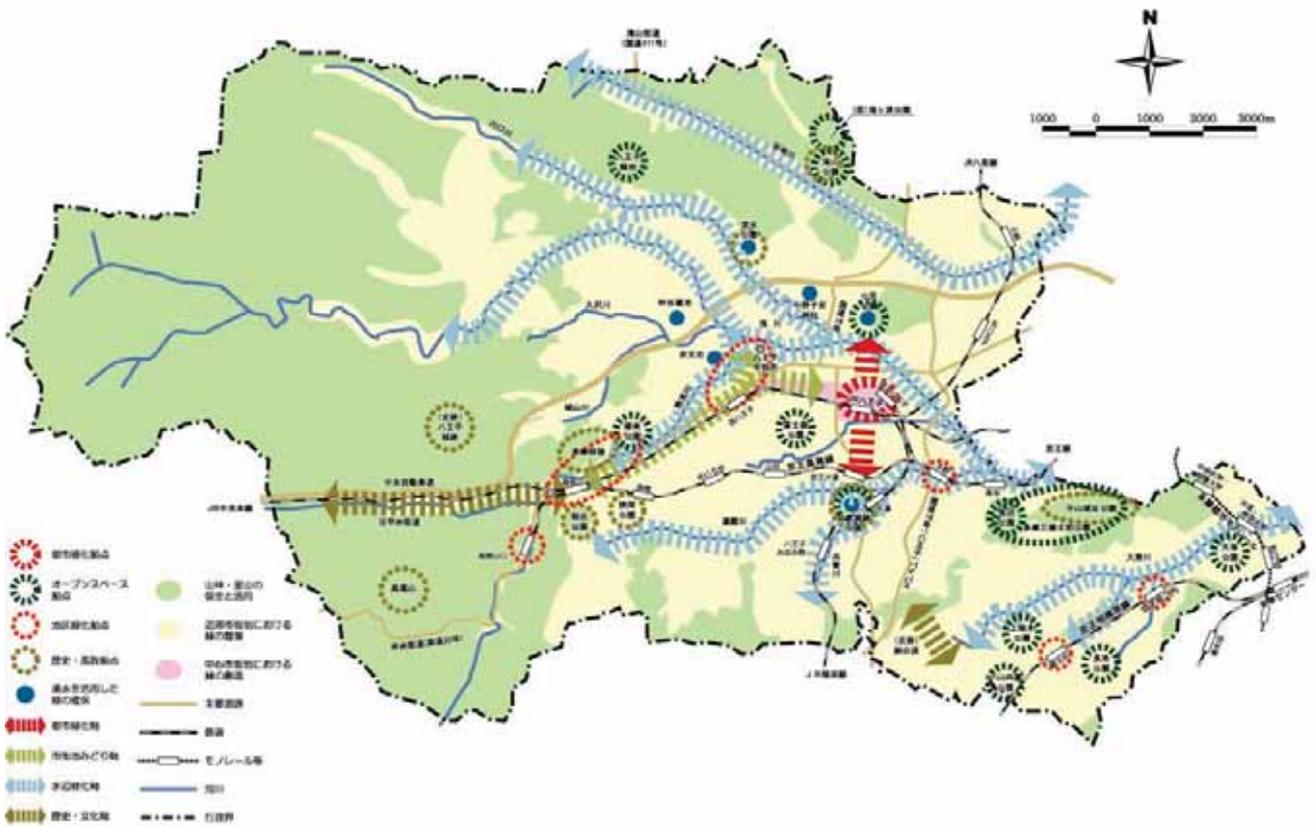
9

土地利用方針図

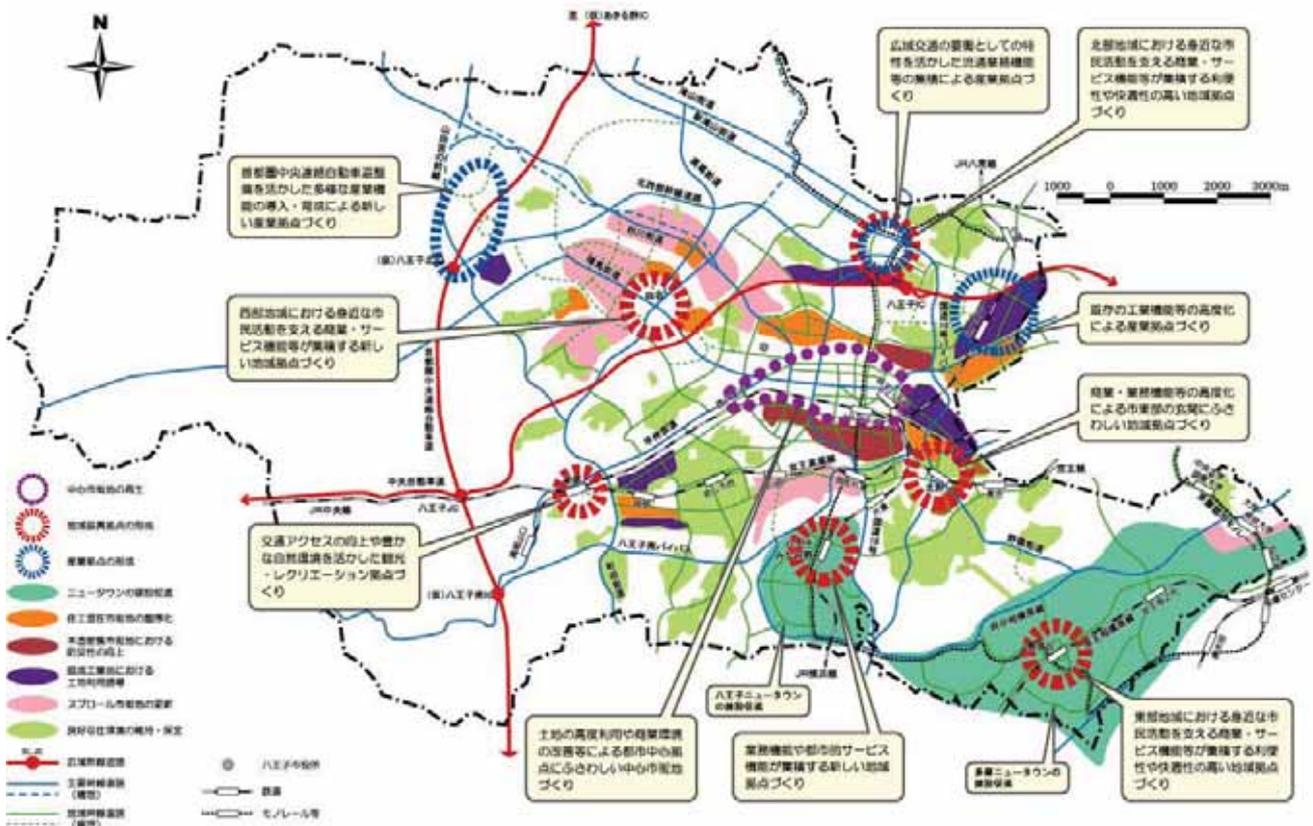




八王子市都市計画マスタープラン - 概要版 - P.17・18



八王子市都市計画マスタープラン - 概要版 - P.21・22



八王子市都市計画マスタープラン - 概要版 - P.25・26

八王子市都市計画マスタープランの概要

地域づくりの方針

「都市づくりの理念と目標」「将来都市構造」「都市づくりの方針」を詳細化・具体化し、それぞれの地域の特性を活かしたきめ細やかな都市づくりを推進するため、10に分けた各地域ごとに“都市づくりの方針”を定めます。この方針は主に次のような内容で構成されます。

【目標】

- 将来像
- 地域づくりの方向 (将来像の実現化に向けた地域づくりの基本的な方向)

【方針】

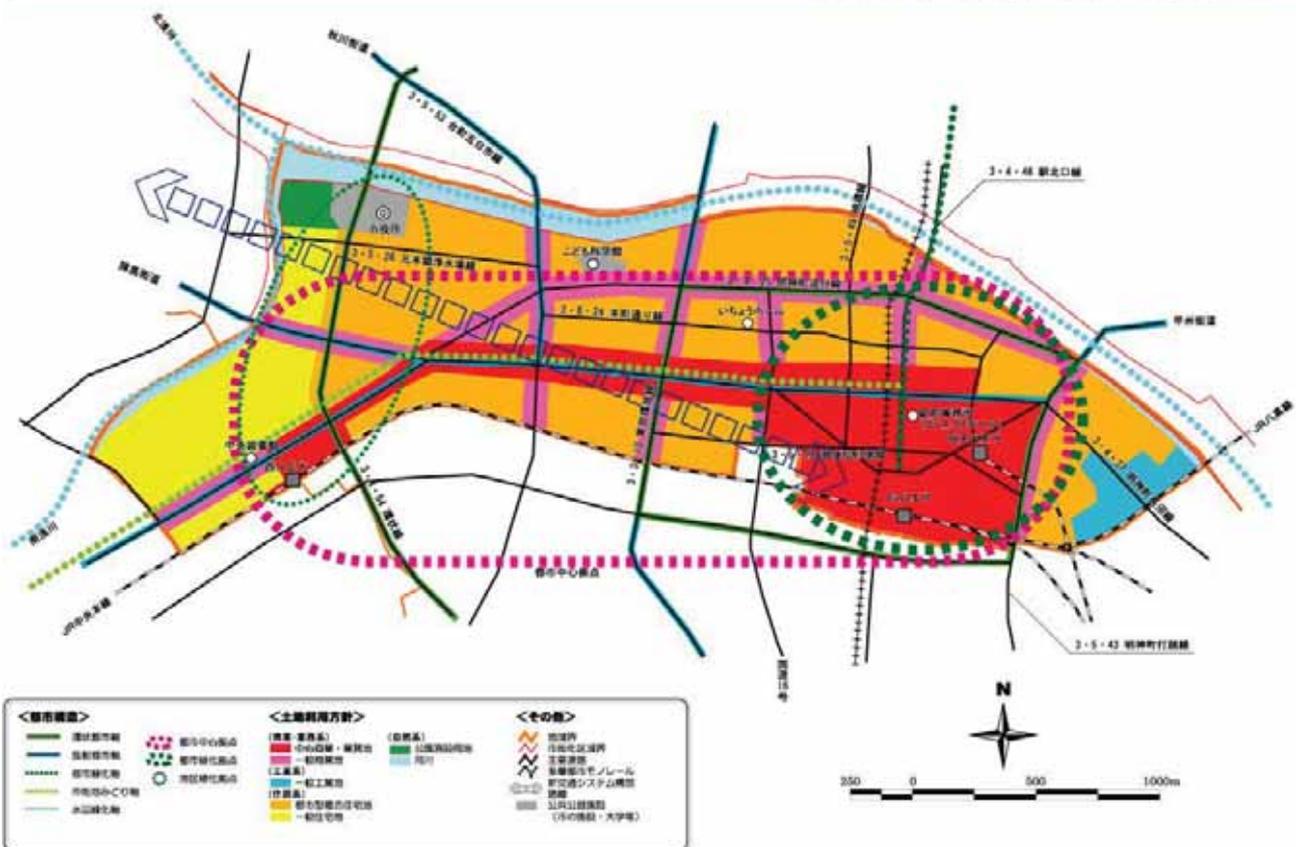
- 土地利用の方針 (商業・業務系、工業・業務系、住居系、自然系)
- 地域施設等の整備方針 (交通体系、公園・緑地について)
- 地域環境の形成方針 (景観、防災、その他について)

八王子市都市計画マスタープランの概要

【地域区分図】



地域づくり方針図 / 中央地域2



地区まちづくりの推進 (1)

条例制定の経緯

- まちづくり条例策定の検討
 - ◆ 八王子市都市計画マスタープランの策定(平成15年3月)

【実現化方策(まちづくり条例)の検討】



- ◆ 「八王子市まちづくり条例検討会議」での検討(平成17年5月～)
- ◆ 検討会議からの提言(平成18年2月)

2本の柱を持つ条例へ

「**地区まちづくり**」

→「八王子市地区まちづくり推進条例」(平成18年9月制定)

「**美しいまちなみづくり**」

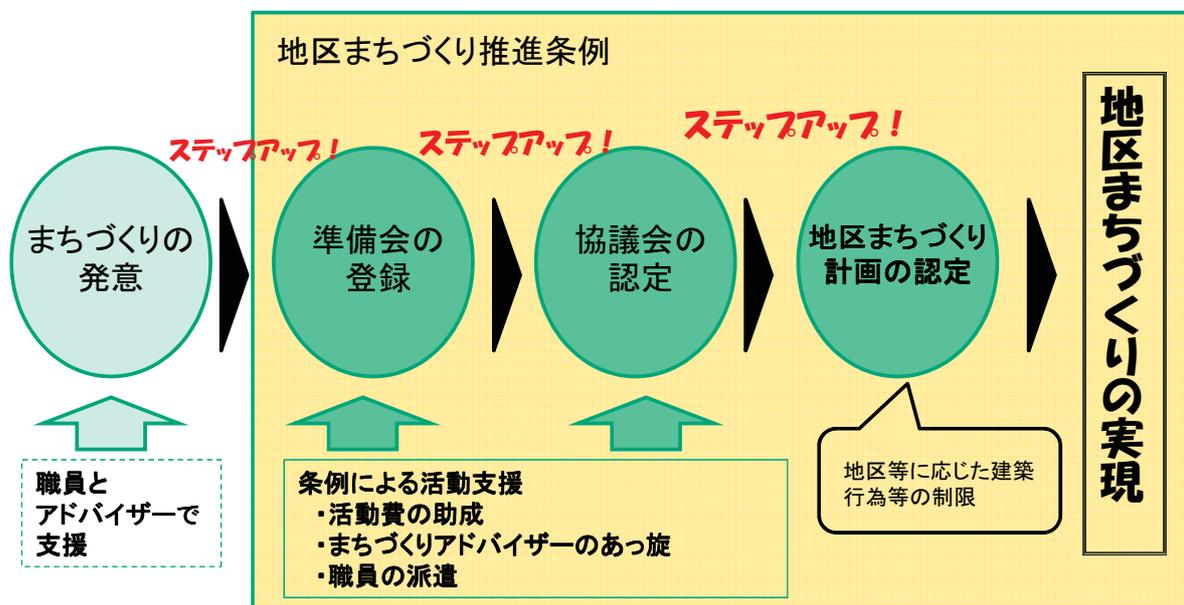
→景観法を活用した条例化へ

19

地区まちづくりの推進 (2)

条例の概要

- 地区まちづくりの取り組み



20

地区まちづくりの推進 (3)

条例の活用状況

- 「中町地区まちづくり協議会」の認定(平成22年12月6日)
～暮らしに歴史と文化の薫るまちづくりを目指して～

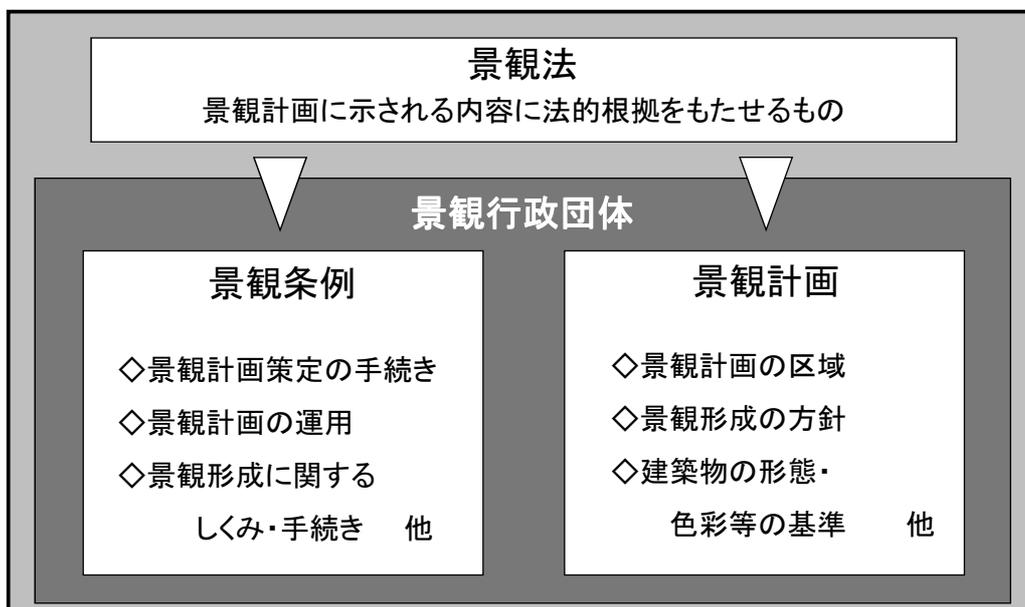


- 地区まちづくりフォーラムの開催
3月26日(土)午後の中町で開催予定！

21

都市景観形成 (1)

景観法に基づく景観形成の取り組み



22

都市景観形成 (2)

八王子市の景観の特徴を活かした独自の景観形成

- ◆ 豊かな自然環境と共生する都市景観



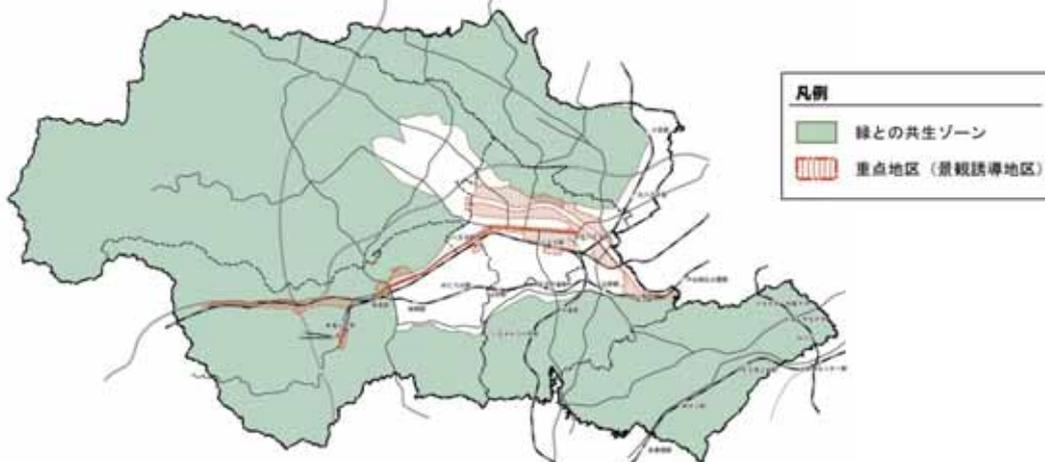
- ◆ 地域ごとの個性ある景観

23

都市景観形成 (3)

八王子市景観計画(素案)の特徴①

- 八王子の景観特性を活かすための地域区分
 - ◆ 地域ごとの、多様な自然・歴史・文化に根ざした個性的な景観(6地域)
 - ◆ 「八王子らしい景観」を象徴する景観 ⇒ 重点地区の指定
 - ◆ 山並みや丘陵地の緑との調和に重点 ⇒ 「緑との共生ゾーン」



24

都市景観形成 (4)

八王子市景観計画(素案)の特徴②

- 八王子の景観特性を活かすための建築物等の規制・誘導の考え方
 - ◆ 八王子市景観計画に定める景観形成の方針や基準への適合
 - ◆ 建築物等を照らす照明(特定照明)を届出対象とする
 - ◆ 事前協議による協議調整を行う



25

都市景観形成 (5)

八王子市景観計画(素案)の特徴③

- 景観に配慮した公共施設の整備
 - ◆ 景観重要公共施設の指定
- 地域の景観資源の保全・活用
 - ◆ 地域景観資産制度
 - ～市民参加による景観づくり～



景観重要道路の例(甲州街道)



地域景観資産の候補(南浅川橋)

26

都市景観形成 (6)

八王子市の景観づくり

- 目標スケジュール

	現在	H23. 4～	H23. 10～
景観条例	東京都景観条例	八王子市景観条例	
景観計画	東京都景観計画	東京都景観計画 (八王子市域)	八王子市 景観計画
景観行政団体	東京都	八王子市	

- 第18回都市景観セミナー「景色をつくる…景観形成における色彩の役割」
2月19日(土)午後 クリエイトホールにて開催予定！

27

旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進 (1)

旭町・明神町地区周辺まちづくり構想(素案)

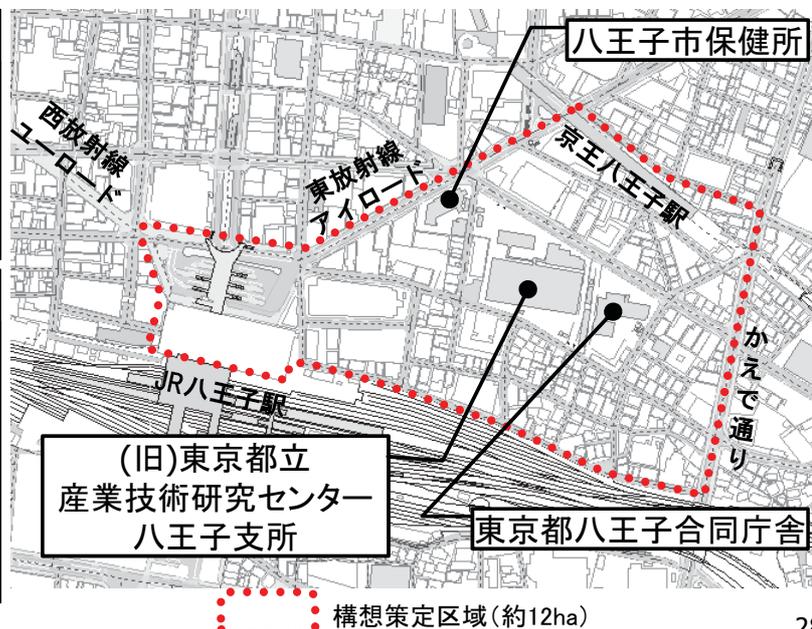
- コンセプト・基本目標

まちづくりのコンセプト

賑わい・
交流・
憩いのまち

まちづくりの基本目標

- 新たな核としてふさわしい賑わいの創出
- ヒト・モノ・コトなど多様な交流の促進
- 誰にとっても快適な都市空間の形成



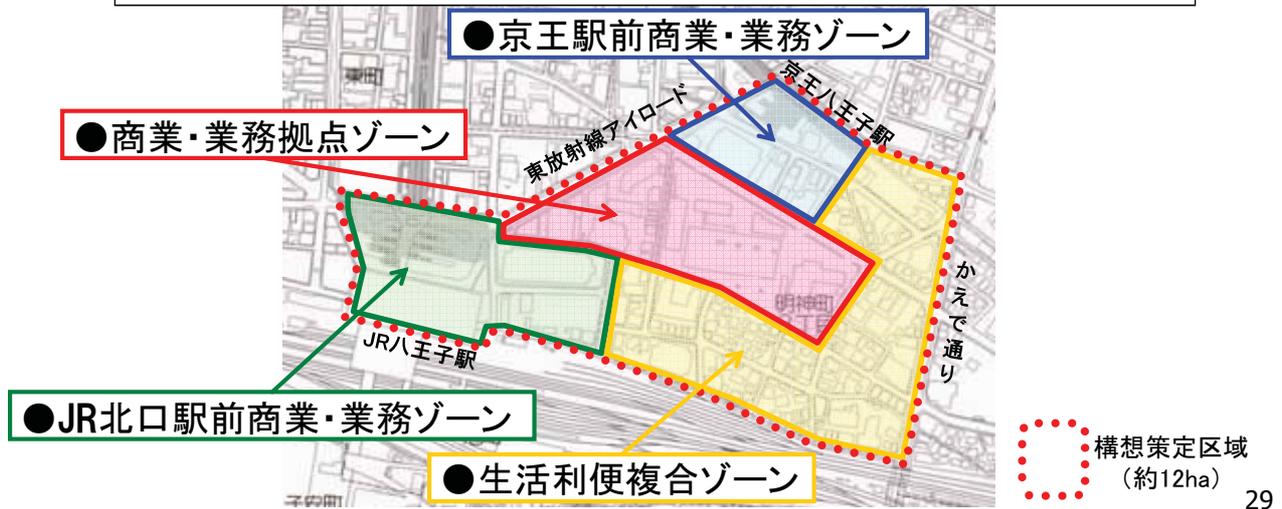
28

旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進 (2)

旭町・明神町地区周辺まちづくり構想(素案)

■ 土地利用の方針

土地の有効利用により居住、業務、商業機能等の集積を図り、中心市街地活性化に資する新たな拠点形成を目指します。
地区を4つのゾーンに分けて、特性に応じた土地利用を図ります。



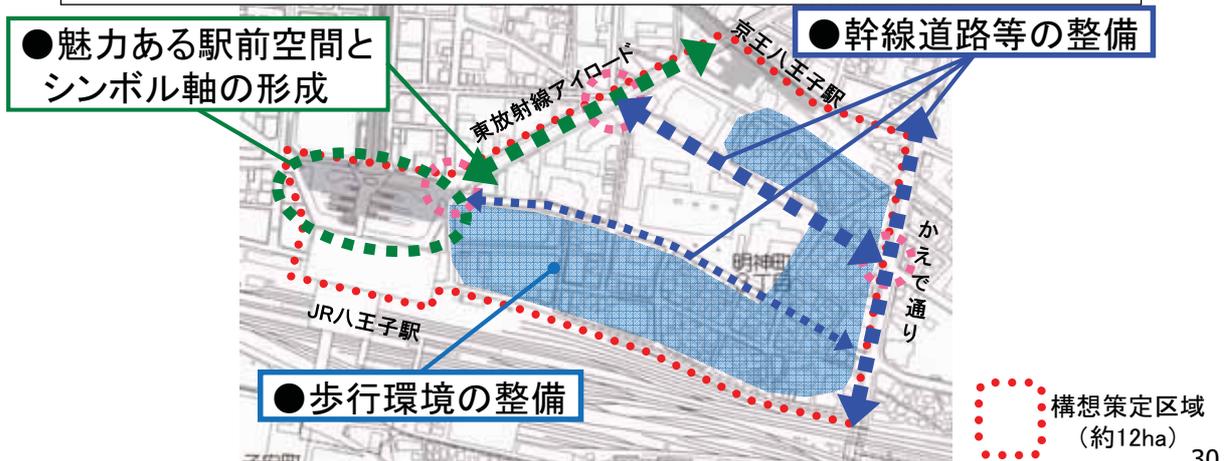
29

旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進 (3)

旭町・明神町地区周辺まちづくり構想(素案)

■ 都市基盤の整備方針

駅周辺の脆弱な交通体系を改善し、まちのうるおいや憩いに資するオープンスペースや歩行者空間の整備によりまちの回遊性を高めます。
駅前空間とシンボル軸、幹線道路、区画道路に分けて都市基盤の整備方針を示します。



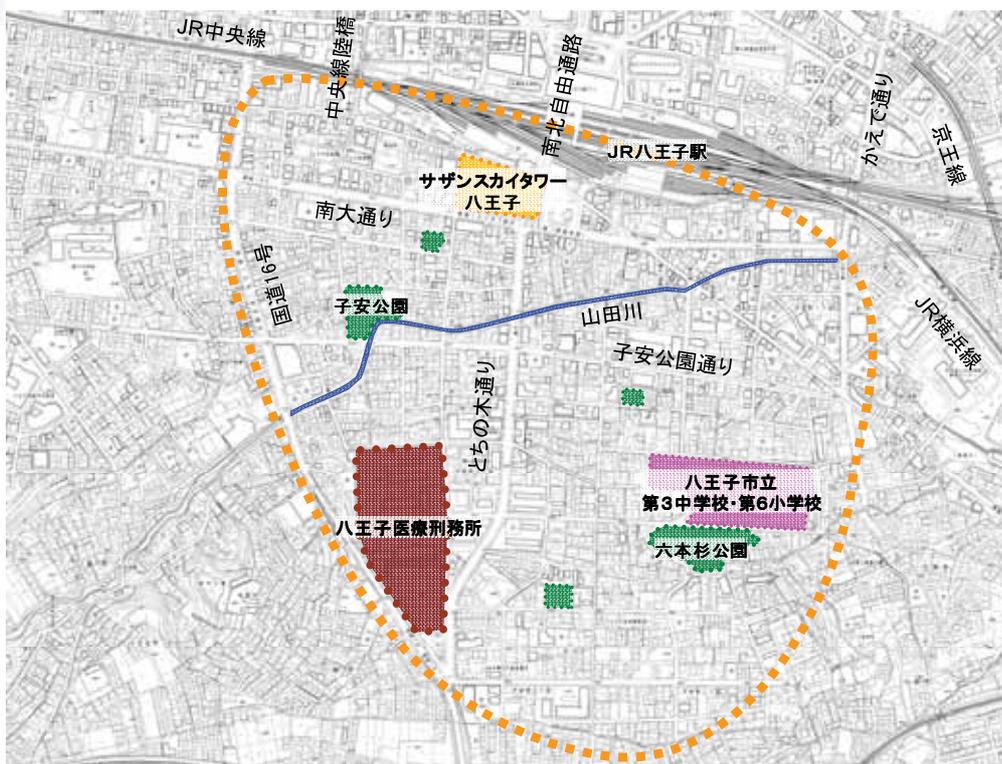
30

八王子駅南口周辺まちづくりの推進 (1)



31

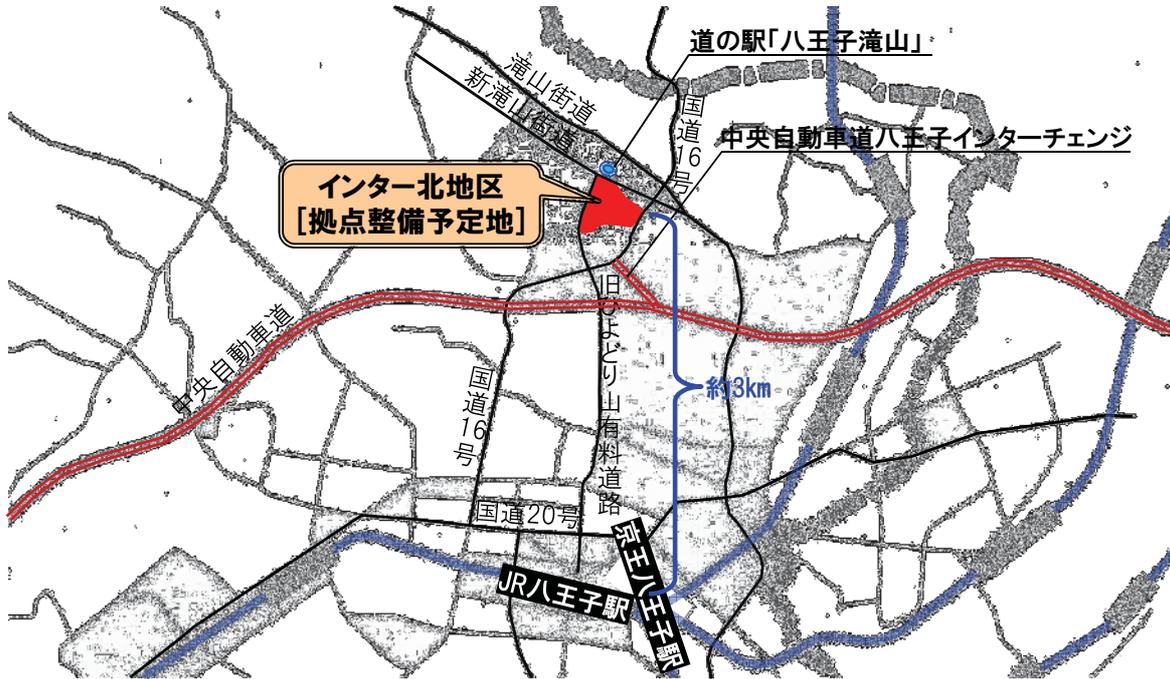
八王子駅南口周辺まちづくりの推進 (2)



32

八王子インター北地区拠点整備の推進 (1)

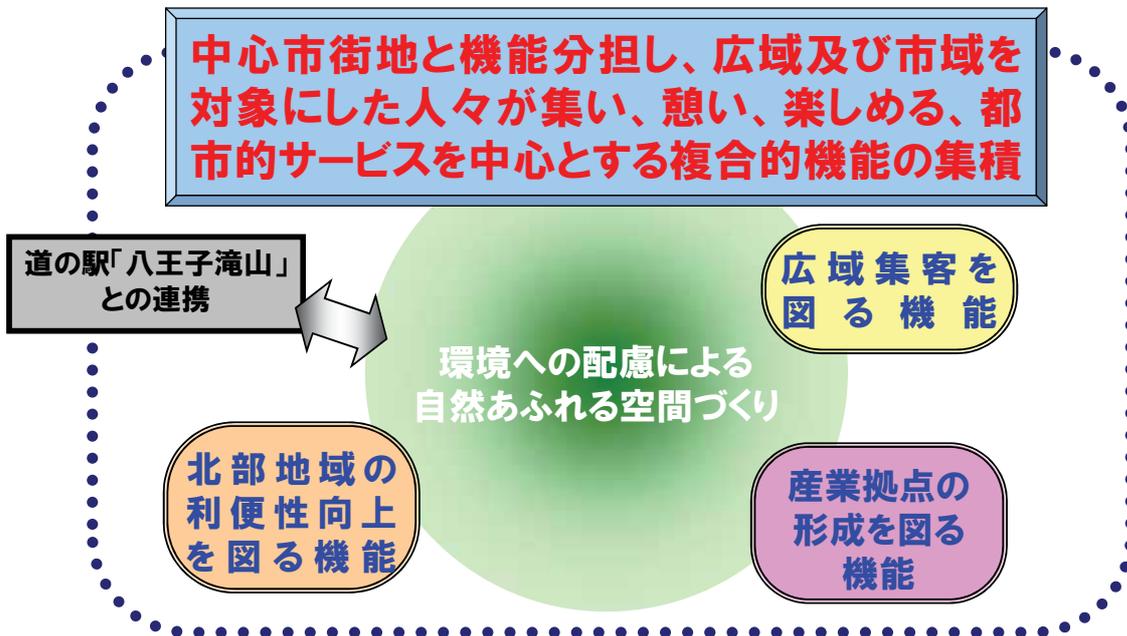
位置図



33

八王子インター北地区拠点整備の推進 (2)

土地活用の方針



～中央道八王子インターチェンジ北地区都有地土地活用の方針～

34

ニュータウン事業調整 (1)

多摩ニュータウン

◎事業経過

<多摩・八王子・町田都市計画新住宅市街地開発事業>

【都市計画決定】昭和40年12月28日(1965年)

【事業収束(東京都施行分)】平成16年3月31日(2004年)

【事業収束(都市再生機構施行分)】平成18年3月31日(2006年)

<由木土地地区画整理事業>(東京都施行)

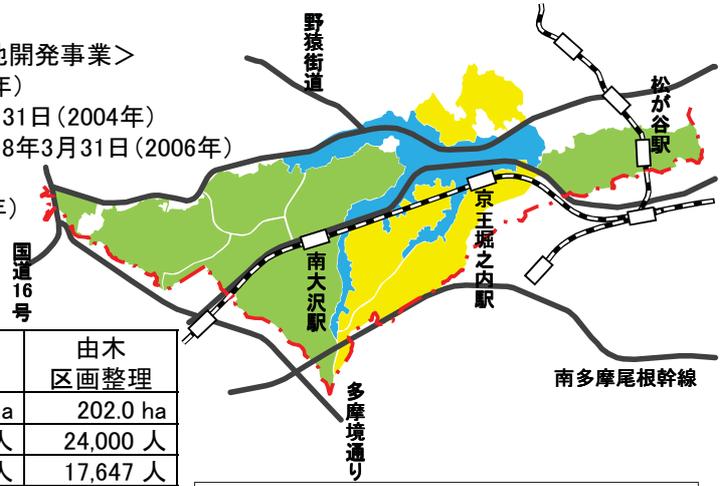
【都市計画決定】昭和46年7月29日(1971年)

【換地処分】平成8年6月14日(1996年)

◎事業概要

	新住 (全域)	新住 (八王子市)	由木 区画整理
面積	2,218.2 ha	910.8 ha	202.0 ha
計画人口	225,700 人	91,200 人	24,000 人
現在人口	162,545 人	66,982 人	17,647 人

※計画人口のうち、新住宅市街地開発事業については、居住計画人口
※現在人口は、平成22年10月1日現在



—凡例—

- 新住宅市街地開発事業(東京都)
- 新住宅市街地開発事業(都市再生機構)
- 由木土地地区画整理事業(東京都)

ニュータウン事業調整 (2)

八王子ニュータウン

◎事業経過

<南八王子土地地区画整理事業>(都市再生機構施行)

【都市計画決定】昭和60年12月10日(1985年)

【換地処分】平成20年3月28日(2008年)

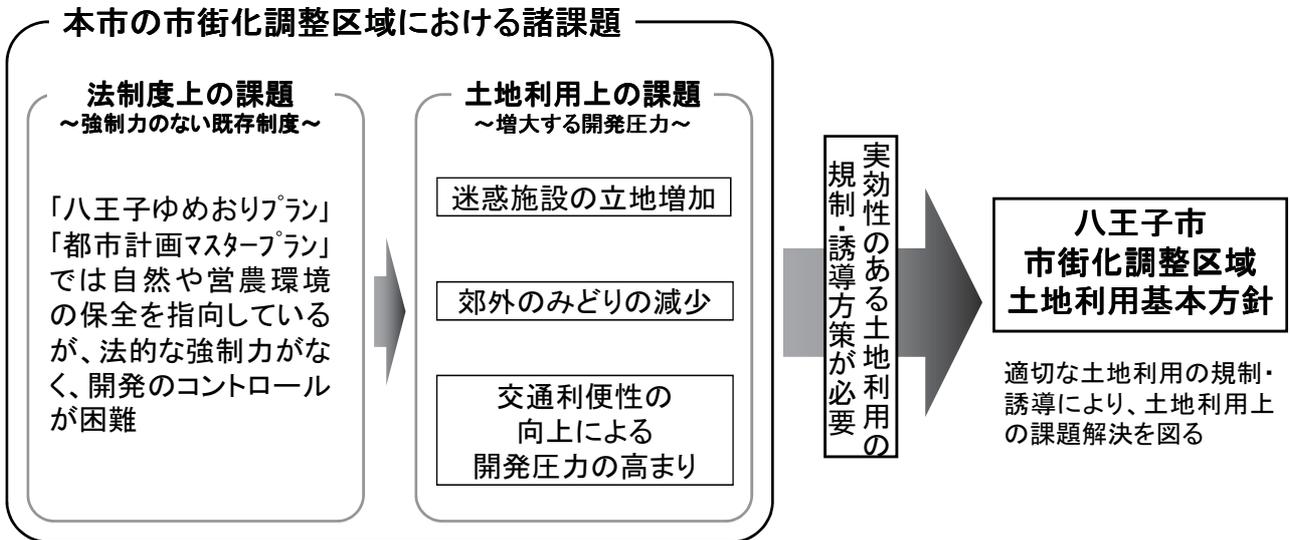
◎事業概要

面積	394.3 ha
計画人口	28,000 人
現在人口	21,098 人

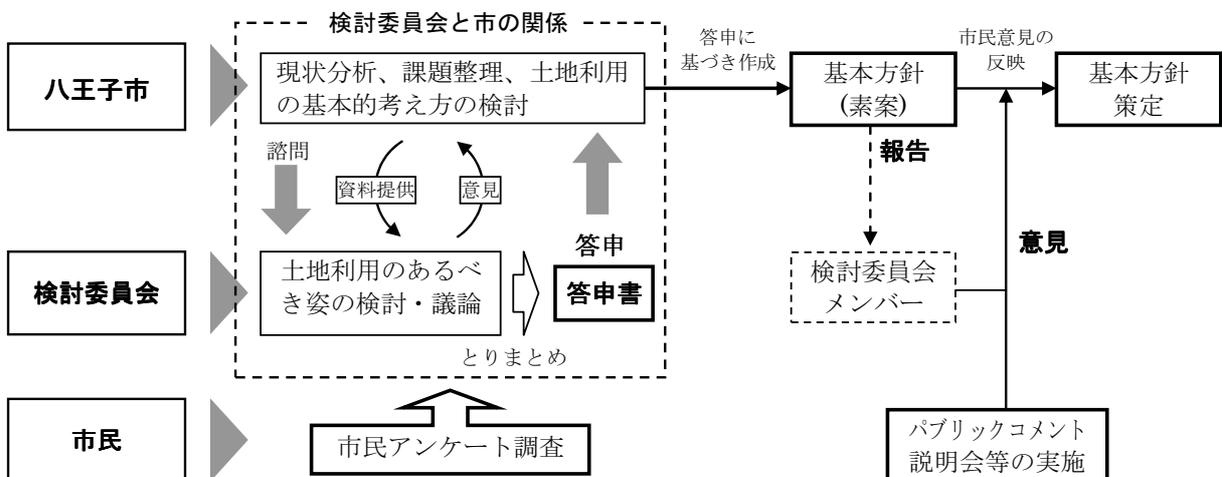
※現在人口は、平成22年10月1日現在



八王子市市街化調整区域土地利用基本方針の策定に向けた取り組み (1)



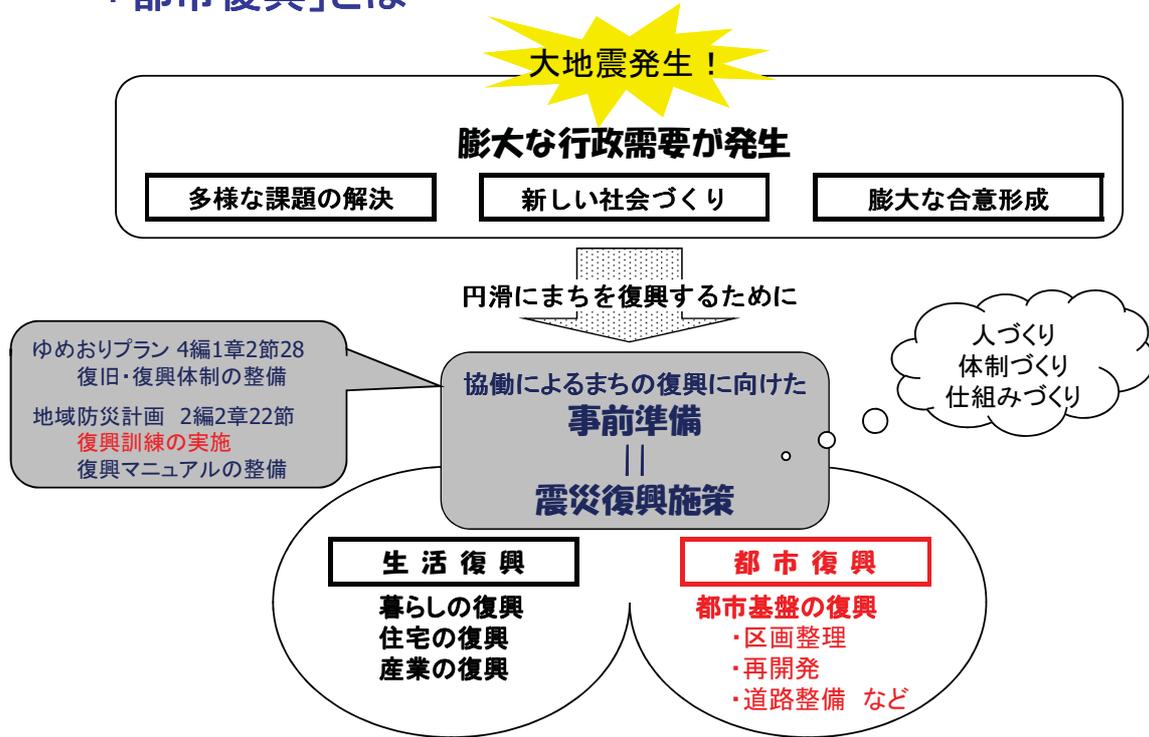
八王子市市街化調整区域土地利用基本方針の策定に向けた取り組み (2)



検討委員会答申の位置づけと市街化調整区域土地利用基本方針との関係

都市復興 (1)

「都市復興」とは



39

都市復興 (2)

実施事業「地域協働復興模擬訓練」

- ◆ 目的
 - ①協働による地域社会の復興の担い手「復興市民組織」の育成
 - ②地域の状況把握 ⇒ 「都市復興マニュアル」など仕組みづくりへ
- ◆ 訓練内容等
 - ①手法 まち歩き、ワークショップ等による机上訓練
 - ②参加者 住民、市職員、地域の事業者等、専門家(首都大学東京)
 - ③テーマ 大被害後数年～10年程度の期間を想定したまちの再生
避難所からの暮らしの再建のあり方
近所の公園における時限的市街地のプランづくり
本格的な地域の復興計画の検討 など
- ◆ 平成23年度の予定
 - 多摩ニュータウンエリアで実施(詳細未定)

40

新八王子市総合都市交通体系整備計画と その施策の推進

まちづくり計画部交通政策室

41

新八王子市総合都市交通体系整備計画の概要

「八王子ゆめおりプラン」の基本理念「人とひと、人と自然が共生し、だれもが生き生きするまち」の実現に向けて、現在及び将来の交通に関する様々な課題について、国や東京都、交通事業者などとの連携を図りながら、各事業を計画的に進めるために定められた八王子市の総合的な交通体系整備計画です。

- 計画期間 平成17～32年度
- まちづくりの目標と
目標達成のための施策

まちづくりの目標

目標1
魅力あふれる産業
でにぎわう活力あ
るまち

目標2
人に優しく快適で
安全に移動できる
まち

目標3
だれもがいつでも
安全・安心に活動
できるまち

目標達成のための施策

- ① 自動車交通の円滑化
- ② 公共交通システムの充実
- ③ 交通結節点の整備
- ④ 歩行者・自転車の快適性向上
- ⑤ ユニバーサルデザイン・
バリアフリーの推進

42

新八王子市総合都市交通体系整備計画 策定の背景と経過

■ 策定の背景

- ◆ 八王子ゆめおりプラン、都市計画マスタープランなどの**上位計画の策定**
- ◆ 少子高齢社会の進行、経済のグローバル化、地方分権や規制緩和の進展などの**社会経済情勢の変化**
- ◆ 圏央道や新滝山街道など事業進捗による**交通基盤の変化**

■ 策定の経過

- ◆ 策定期間 平成15～16年度
- ◆ 策定委員会 学識経験者、公募市民、経済団体、町会自治会、高齢者団体、障害者団体、道路管理者、交通管理者、交通事業者



新八王子市総合都市交通体系整備計画に 基づく施策の推進

自動車交通の円滑化 (1)

■ 道路交通に関わる取り組み

- ◆ 広域的な都市間の連携を強化するとともに、市内交通を円滑化することにより、『人・モノ・情報』の流れを活性化し、既存産業の振興や、先端技術・物流系産業など新たな産業の誘致・創出を導き、また、観光地への利便性を高めることにより**活力あるまちの実現**を図ります。

【道路状況】

市内の道路

種別	国道	都道	市道
本数	3 路線	24 路線	5,577 路線
延長	38.7km	137.1km	1257.3km

都市計画道路の状況

路線数	計画延長	整備済延長	整備率
80路線	231.35km	166.72km	72.1%

出典: 統計八王子

45

自動車交通の円滑化 (2)

■ 道路の役割

- ① **都市機能の確保** 交通の用に供し、人・モノ・情報の交流を図る
- ② **都市環境の保全** 日照や通風を確保し、環境衛生の向上を図る
- ③ **都市防災の強化** 延焼防止や避難・緊急車両の通行のための空間を確保する
- ④ **都市空間の確保** 電気・ガス等のライフラインの収納や緑化の空間を確保する

■ 機能による区分

- ① 広域幹線道路 ② 幹線道路 ③ 生活道路

■ 目的による区分

- ① **環状道路** 中心市街地及びその周辺部へ流入する通過交通の抑制や分散化などにより、都市部の円滑な交通を確保する
- ② **放射道路** 中心市街地と各地域及び地域拠点等を結ぶことにより、地域間の交流を促進し連携強化を図る

46

自動車交通の円滑化 (3)

■ 新たな広域道路ネットワーク

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)

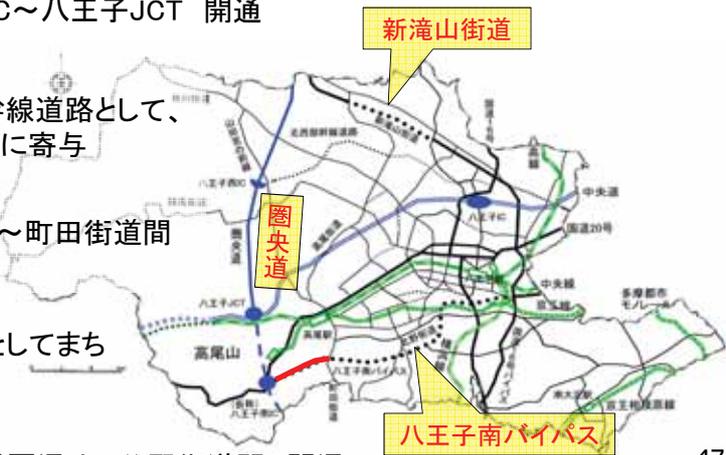
3環状9放射の一つとして、首都圏や本市の持続ある発展や渋滞緩和に寄与
平成元年 都市計画決定
平成19年6月23日 あきる野IC～八王子JCT 開通

国道20号八王子南バイパス

発展著しい市南部の新たな幹線道路として、
地域の暮らしや企業活動などに寄与
平成9年 都市計画決定
平成22年7月31日 国道20号～町田街道間
開通

新滝山街道

北部地域の新たな幹線道路としてまち
づくりに寄与
平成9年 都市計画決定
平成20年12月13日 かすみ学園通り～谷野街道間 開通



47

自動車交通の円滑化 (4)

■ 都市計画道路などの整備

多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)

都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を選定したもの。

計画期間： 平成18～27年度

八王子市内： 都施行路線 3路線 2,920m、市施行路線 9路線 7,670m

交差点すいすいプラン

渋滞の原因の多くが交差点部で発生していることから、交差点部に右折レーンや歩道を整備することにより、比較的短期間に少ない経費で渋滞解消と安全確保を図るもの。

計画期間： 平成17～26年度

八王子市内 17箇所(都施行)のうち、10箇所完成、2箇所事業中

地域の活性化に向けて

北西部幹線道路の整備

圏央道八王子西インターチェンジのフルインター化の促進

48

公共交通システムの充実 (1)

■ 公共交通の利用状況

区分	駅数、系統数	乗車人員、乗客数
JR東日本	7駅	178,912人/日
京王電鉄	11駅	122,664人/日
多摩都市モノレール	3駅	19,809人/日
鉄道 合計	21駅	321,385人/日
京王電鉄バスグループ	102系統	70,129人/日
西東京バス	100系統	64,922人/日
神奈川中央交通	19系統	4,956人/日
はちバス	2系統	480人/日
路線バス 合計	223系統	140,487人/日
タクシー	—	16,145人/日

(平成20年度、出典:統計八王子)

49

公共交通システムの充実 (2)

■ 公共交通に関わる取り組み

地域間及び地域内の快適な移動を支援するため、公共交通サービスの強化・充実を図り、誰もが移動しやすいまちづくりを目指しています。

- ◆山間地域交通環境改善モデル事業(小津地域、醍醐・降宿地区)
- ◆山間地域以外の交通空白地域への対応(はちバス など)
- ◆バスサービスの向上(バス停設備の充実 など)
- ◆公共交通の利用促進(パーク&バスライド、サイクル・キス&バスライド など)

50

公共交通システムの充実 (3)

【公共交通システムのイメージ】



51

公共交通システムの充実 (4)

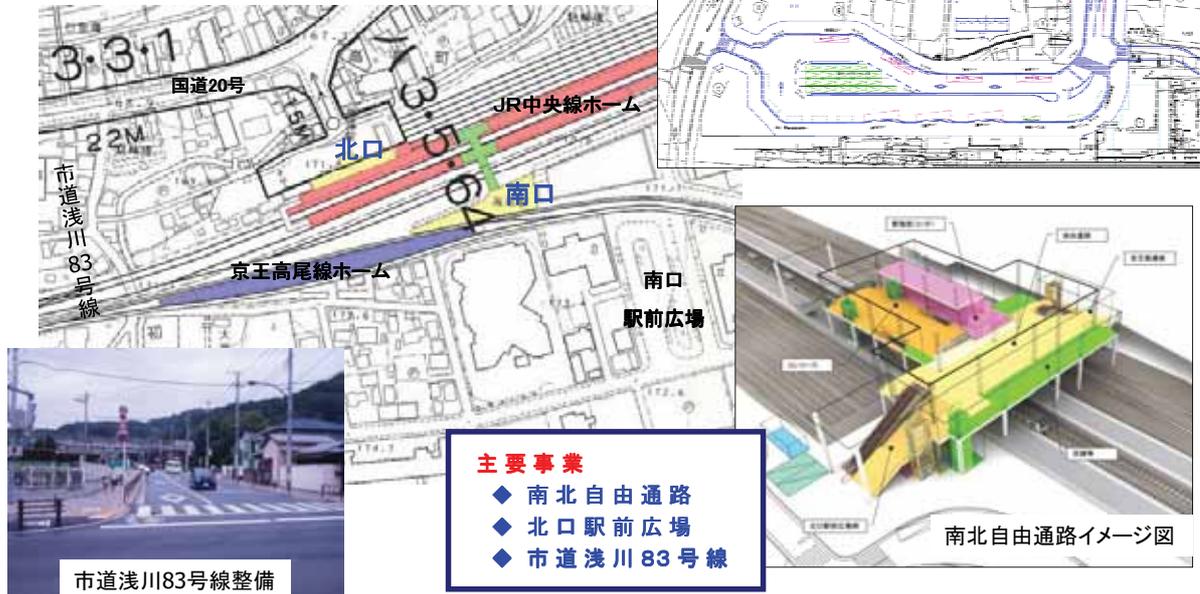
■ 山間地域交通環境改善モデル事業



52

交通結節点の整備 (1)

交通結節点の整備 (高尾駅周辺)



53

交通結節点の整備 (2)

交通結節点の整備 (JR西八王子駅北口前交通環境改善)



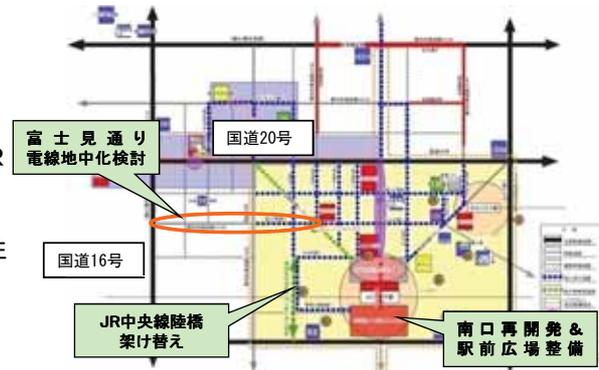
54

歩行者・自転車の快適性向上

歩行者・自転車対策

◆JR八王子駅周辺交通環境改善

陸橋の架け替えや南口再開発の事業化に伴うJR八王子駅周辺の交通需要の変化を把握し、歩行者が安心・安全に歩ける環境や南北一体となったスムーズな交通の流れを図り、中心市街地の活性化に寄与する交通環境の改善を図っていきます。



◆圏央道上川橋高架下サイクル・キス&バスライド

圏央道の高架下用地を活用して、バス利用のための自転車駐車場と送迎のための自動車乗降施設を整備し、公共交通である路線バスへの乗り換えを促進するとともに、バスベイを設置することにより、停留所におけるバスの停車による渋滞の緩和に資するもの。

55

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進 (1)

交通バリアフリーの推進

高齢社会の進展に伴い誰もが安全かつ安心して移動できるように、バリアフリーに配慮した交通環境の充実を図ります。

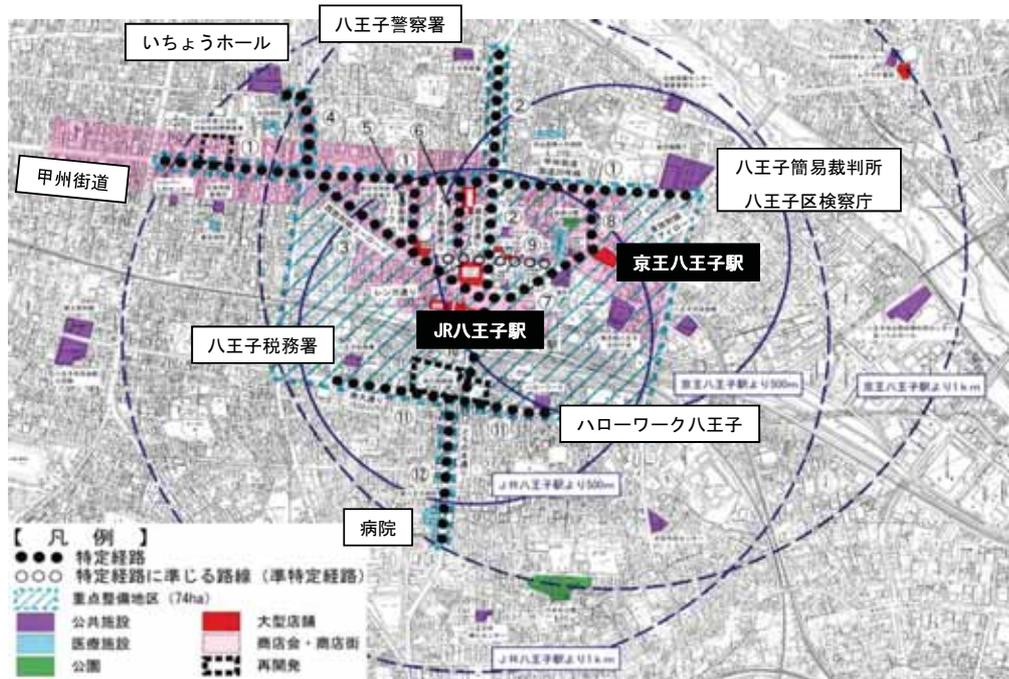
八王子市交通バリアフリー基本構想

- ・重点整備地区と特定経路の設定
- ・移動円滑化のために実施すべき特定事業の実施

56

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進 (2)

【重点整備地区と特定経路】



57

川口物流拠点の整備

1. 概要

川口地区物流拠点整備は、八王子市都市計画マスタープランに基づき、地域経済の振興や首都圏物流の効率化等を目的とし、自然環境に十分に配慮しながら**圏央道の整備効果を活かした広域物流拠点**として整備を行うものである。

【所在地】 八王子市川口町、上川町、西寺方町、美山町地内

【整備手法】 土地区画整理事業（組合施行）

【導入機能】 圏央道のネットワークを活かした広域物流、中継、地域配送を想定

2. 経過

◆平成21年12月10日
川口土地区画整理事業組合設立発起人会開催

◆平成22年 1月29日
川口土地区画整理組合設立準備会結成



58